

東広島市水道事業における給水管の布設に伴う配水管の整備に関する事務取扱要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、給水を受けようとする者（以下「給水申請者」という。）が行う給水管の布設に伴う道路の掘返しを防ぐとともに上水道の普及を図るために広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）が行う配水管の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 給水申請者が行う給水管の布設が次の各号のいずれかに該当する場合に、事務所が給水申請者に代わり、予算の範囲内において配水管の整備として工事を行うものとする。

- (1) 給水管の布設ルートが、東広島市水道事業施設整備計画（上水道拡張事業）のルート上にあるとき。
- (2) 給水管の布設ルートに既設の給水管があり、その維持管理を行う上で問題があると水道事業の管理者の権限を行う広島県水道広域連合企業団東広島事務所長（以下「所長」という。）が認めたとき。
- (3) 給水管の布設ルートの延長上に民家等があり、将来給水の需要があると所長が認めたとき。

(配水管整備の申請)

第3条 配水管の整備を受けようとする給水申請者（以下「配水管整備申請者」という。）は、配水管整備申請書により、所長に申請しなければならない。

(配水管整備の承認等)

第4条 所長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、配水管整備の承認の適否を決定するものとする。

2 前項の規定により配水管整備の承認の適否を決定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、配水管の整備に応じないものとする。

- (1) 配水管の布設ルートが道路敷地（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道の敷地をいう。）でないとき
- (2) 配水管の整備申請区域の配水施設建設計画が後年次となるとき。
- (3) 給水量が著しく不足し、給水計画上支障があるとき。
- (4) 技術的又は特別な事情のため給水が著しく困難なとき。
- (5) 東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱（令和5年東広島事務所告示第2号）の適用を受けるとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、所長が給水することが困難であると認めたとき。

3 前2項の規定により配水管整備の承認の適否を決定したときは、当該適否について、文書により配水管整備申請者に回答するものとする。

(契約の締結等)

第5条 前条第3項の規定により配水管整備の承認を受けた配水管整備申請者は、配水管整備に関する請書を提出しなければならない。

2 配水管整備申請者は、前項の請書を提出したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した配水管整備等に関する契約書により、所長と契約を締結しなければならない。ただし、配水管整備の延長が50メートル以下のときは、契約書を省略することができるものとする。

(1) 配水管整備工事の場所

(2) 配水管整備申請者が負担する費用の額、納入時期及び納入方法に関する事項

(3) 配水管整備工事の完成後における配水管等の帰属に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、所長が必要と認めた事項

3 前項の規定にかかわらず、配水管整備申請者が官公署又は東広島市土地開発公社の場合にあつては覚書の締結をもって、契約の締結に代えることができる。

(費用の負担)

第6条 配水管整備申請者は、前条第2項又は第3項の規定により契約の締結等を行ったときは、配水管整備工事に要する費用の一部として、別表に定めるところにより算定した額（以下「工事負担金」という。）を負担するものとする。

(工事の計画、設計及び施行)

第7条 工事の計画、設計及び施行は、原則として事務所が行う。

2 工事の施行は、配水管整備申請者が工事負担金を納入した後に着手するものとする。

(精算)

第8条 工事負担金は、原則として精算しないものとする。

(契約等による損害額の補てん)

第9条 配水管整備申請者が、工事負担金納入後又は工事の施行の途中において、解約又は中止を申し出たときは、既納の工事負担金は還付するものとする。ただし、その解約又は中止により事務所が損害を被り、又は既に支出した費用がある場合においては、これを差し引いて還付するものとする。

(配水管等の帰属)

第10条 配水管整備申請者は、工事の完成と同時に布設された配水管を無償で事務所に帰属させるものとする。ただし、給水装置については、この限りでない。

(配水管等の維持管理)

第11条 所長は、前条の規定により事務所に帰属した施設の維持管理に当たるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他給水管の布設に伴う配水管の整備に関する事務の取扱いについて必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 施行日以前において、給水管の布設に伴う配水管の整備に関する事務取扱規程（平成4年11月30日東広島市水道事業管理規程第6号）により締結した、水道等の施行に関する契約については、施行日以降も、なおその効力を有する。

附 則（令和7年4月1日東広島事務所告示第2号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する配水管整備等に関する契約（以下「契約」という。）に係る工事負担金について適用し、施行日前に締結した契約に係る工事負担金については、なお従前の例による。

配水管整備工事負担金の算定式（一部改正〔令和7年東広島事務所告示2号〕）

$\text{工事負担金} = \text{配水管の延長} \times \text{配水管の1m当たりの基準額}$ $\times \frac{\text{給水管の1m当たりの基準額}}{\text{給水管の1m当たりの基準額} + \text{配水管の1m当たりの基準額}}$		
給水管又は配水管の口径	給水管又は配水管の種類	給水管又は配水管の1m当たりの基準額
25mm	PE	33,000円
40mm	PE	39,000円
50mm	PEP(EF)	42,000円
	DIP(S50)	51,000円
75mm	PEP(EF)	56,000円
	DIP(GX)	66,000円
100mm	PEP(EF)	62,000円
	DIP(GX)	73,000円
150mm	PEP(EF)	73,000円
	DIP(GX)	83,000円
200mm	DIP(GX)	94,000円
250mm	DIP(GX)	107,000円
300mm	DIP(GX)	145,000円
350mm	DIP(GX)	207,000円
400mm	DIP(GX)	237,000円

備考 配水管整備工事負担金は、この表で定める算定式によって算出した額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。